

用語解説＜品種登録＞

● **品種登録制度**

品種登録制度は、農林水産業に利用される植物の新品種を保護するための制度です。

品種登録を受けるためには、出願品種が、区別性(品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること)、均一性(同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること)、安定性(繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと)を備えている必要があります。

また、出願品種の名称が不適切な場合や、出願品種の種苗又は収穫物が出願の日から1年さかのぼった日前に販売等されていた場合には、品種登録を受けることができません。

● **出願公表**

品種登録出願後(補正命令があった場合には補正後)、遅滞なく、出願公表が行われます。

出願者は、出願公表があった後に出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした時は、その警告後であって品種登録前にその出願品種の生産等をした者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合に、補償金の支払を請求することができます。

● **育成者権**

出願品種が登録されると、登録品種について育成者権が発生します。育成者権は、品種登録を受けた者に帰属し、育成者権者は、登録品種の生産等をする権利を専有します。

育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年(果樹、材木等の永年性植物については30年)です。

COPYRIGHT 2002-2009 YOSHIDA I.P.O. ALL RIGHT RESERVED